

○厚生労働省告示第二百三十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和五年五月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

この基本方針は、我が国の医療提供体制に
対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医
療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推
進し、地域において切れ目のない医療の提供
を実現することにより、良質かつ適切な医療
を効率的に提供する体制の確保（以下「医療
提供体制の確保」という。）を図るための基本
的な事項を示すものである。

この基本方針は、我が国の医療提供体制に
対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医
療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推
進し、地域において切れ目のない医療の提供
を実現することにより、良質かつ適切な医療
を効率的に提供する体制の確保（以下「医療
提供体制の確保」という。）を図るための基本
的な事項を示すものである。

都道府県においては、この方針に即して、
かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該
都道府県における医療提供体制の確保を図る
ための計画（以下「医療計画」という。）を定
めるものとする。

都道府県においては、この方針に即して、
かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該
都道府県における医療提供体制の確保を図る
ための計画（以下「医療計画」という。）を定
めるものとする。

第一 医療提供体制の確保のため講じようとする
施策の基本となるべき事項

第一 医療提供体制の確保のため講じようとする
施策の基本となるべき事項

一 医療提供体制の確保のため講じようとする
施策の基本的考え方

一 医療提供体制の確保のため講じようとする
施策の基本的考え方

医療は、我が国社会の重要なかつ不可欠
な資産であり、医療提供体制は、国民の
健康を確保するための重要な基盤となつ
ている。

医療は、我が国社会の重要なかつ不可欠
な資産であり、医療提供体制は、国民の
健康を確保するための重要な基盤となつ
ている。

また、医療は、患者と医療提供者との
信頼関係を基本として成り立つものである
。患者や国民に対して医療サービスの
選択に必要な情報が提供されるときも
に、診療の際には、インフォームドコン
セント（医師・歯科医師等が医療を提供
するに当たり適切な説明を行い、患者が
理解し同意すること）の理念に基づき、
医療を受ける主体である患者本人が求め
る医療サービスを提供していく、という
患者本位の医療を実現していくことが重
要である。安全で質が高く、効率的な医
療の実現に向けて、患者や国民が、その
利用者として、また、費用負担者として、

また、医療は、患者と医療提供者との
信頼関係を基本として成り立つものでは
ない。患者や国民に対して医療サービスの
選択に必要な情報が提供されるときも
に、診療の際には、インフォームドコン
セント（医師・歯科医師等が医療を提供
するに当たり適切な説明を行い、患者が
理解し同意すること）の理念に基づき、
医療を受ける主体である患者本人が求め
る医療サービスを提供していく、という
患者本位の医療を実現していくことが重
要である。安全で質が高く、効率的な医
療の実現に向けて、患者や国民が、その
利用者として、また、費用負担者として、

これに関心を持ち、医療提供者のみに任
せるのではなく、自らも積極的かつ主体
的に医療に参加していくことが望まし
く、そうした仕組みづくりが求められる。
さらに、医療は、周産期医療、小児医
療（小児救急医療を含む。以下同じ。）か
ら始まり、人生の最終段階における医療
まで、人生の全ての過程に関わるもので
あり、傷病の治療だけではなく、健康づ
くり等を通じた予防や、慢性の症状を持
ちながらの継続した介護サービスの利用
等様々な領域と関わるものである。また、
医療の提供に際しては、医療分野や福祉
分野の専門職種、ボランティア、家族そ
の他様々な人が関わってることから、
医療提供者は、患者本位の医療という理
念を踏まえつつ、医師・歯科医師とその
他の医療従事者がそれぞれの専門性を発
揮しながら協力してチーム医療を推進し
ていくことはもとより、地域において、
患者の視点に立った医療提供施設（医療
法（昭和二十三年法律第二百五号。以下
「法」という。）第一条の二第二項に規定
する医療提供施設をいう。以下同じ。）相
互間の機能の分担及び業務の連携を確保
するための体制（以下「医療連携体制」
という。）の構築にも積極的に協力してい
くことが求められる。

これに関心を持ち、医療提供者のみに任
せるのではなく、自らも積極的かつ主体
的に医療に参加していくことが望まし
く、そうした仕組みづくりが求められる。
さらに、医療は、周産期医療、小児医
療（小児救急医療を含む。以下同じ。）か
ら始まり、人生の最終段階における医療
まで、人生の全ての過程に関わるもので
あり、傷病の治療だけではなく、健康づ
くり等を通じた予防や、慢性の症状を持
ちながらの継続した介護サービスの利用
等様々な領域と関わるものである。また、
医療の提供に際しては、医療分野や福祉
分野の専門職種、ボランティア、家族そ
の他様々な人が関わってることから、
医療提供者は、患者本位の医療という理
念を踏まえつつ、医師・歯科医師とその
他の医療従事者がそれぞれの専門性を発
揮しながら協力してチーム医療を推進し
ていくことはもとより、地域において、
患者の視点に立った医療提供施設（医療
法（昭和二十三年法律第二百五号。以下
「法」という。）第一条の二第二項に規定
する医療提供施設をいう。以下同じ。）相
互間の機能の分担及び業務の連携を確保
するための体制（以下「医療連携体制」
という。）の構築にも積極的に協力してい
くことが求められる。

国及び都道府県は、このような理念に
基づき、少子高齢化の進展や医療技術の
進歩、国民の意識の変化等も踏まえなが
ら、安全で質が高く、効率的な医療を提
供するため、情報通信技術の活用や、医
療分野のデジタル化の推進を含む施策に
積極的に取り組むことが重要である。

国及び都道府県は、このような理念に
基づき、少子高齢化の進展や医療技術の
進歩、国民の意識の変化等も踏まえなが
ら、安全で質が高く、効率的な医療を提
供するため、情報通信技術の活用や、医
療分野のデジタル化の推進を含む施策に
積極的に取り組むことが重要である。

医療に対する患者や住民の意識、また、
医療提供体制の現状は、都道府県により、
あるいは各都道府県内においても都市部

医療に対する患者や住民の意識、また、
医療提供体制の現状は、都道府県により、
あるいは各都道府県内においても都市部

とそれ以外の地域とでは、大きな違いがあることから、具体的な施策を講ずるに当たっては、それぞれの地域の状況やニーズに十分配慮していかなければならない。

また、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾病の構造が変化し、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や精神疾患が増加している中、生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をい、以下「新興感染症」という。）がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療（以下「新興感染症発生・まん延時における医療」という。）、へき地の医療、周産期医療及び小児医療並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、さらには人口の減少及び高齢化に伴って医療需要の変化が見込まれる中、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。

とそれ以外の地域とでは、大きな違いがあることから、具体的な施策を講ずるに当たっては、それぞれの地域の状況やニーズに十分配慮していかなければならない。

また、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾病の構造が変化し、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や精神疾患が増加している中、生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、さらには人口の減少及び高齢化に伴って医療需要の変化が見込まれる中、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。

また、生産年齢人口の減少に対応する医療従事者の確保や医師の働き方改革に伴う対応など、医療提供体制を取り巻く環境の変化にも留意することが必要である。特に、医師の働き方改革については、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師個人はもとより、患者や国民にとっても、医療の質及び安全の確保や、持続可能な医療提供体制の維持の観点から重要であり、地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスク・シフト／シェアの推進と併せて取り組む必要がある。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の医療提供体制に多大な影響が生じ、救急医療をはじめ地域医療の様々な課題が浮き彫りとなったことを踏まえ、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性や、地域医療全体を視野に入れた適切な役割分担の下での必要な医療提供の重要性にも留意が必要である。

二 (略)

第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 (略)

二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割

- 1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県とがそれぞれ次のとおり行うこととする。

(一) 国は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の五疾病並びに救急医療、災害時に

また、生産年齢人口の減少に対応する医療従事者の確保や医師の働き方改革に伴う対応など、医療提供体制を取り巻く環境の変化にも留意することが必要である。特に、医師の働き方改革については、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師個人はもとより、患者や国民にとっても、医療の質及び安全の確保や、持続可能な医療提供体制の維持の観点から重要であり、地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスク・シフト／シェアの推進と併せて取り組む必要がある。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の医療提供体制に多大な影響が生じ、救急医療をはじめ地域医療の様々な課題が浮き彫りとなったことを踏まえ、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性や、地域医療全体を視野に入れた適切な役割分担の下での必要な医療提供の重要性にも留意が必要である。

二 (略)

第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 (略)

二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割

- 1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県とがそれぞれ次のとおり行うこととする。

(一) 国は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の五疾病並びに救急医療、災害時に